

(平成21年3月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 27 件 |
| 国民年金関係 | 21 件 |
| 厚生年金関係 | 6 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 45 件 |
| 国民年金関係 | 31 件 |
| 厚生年金関係 | 14 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年2月から49年9月まで
② 昭和60年1月から同年3月まで

昭和48年2月から49年9月までの保険料はA区役所で、60年1月から同年3月までの保険料はB信用金庫で納付していた。母が学校の教師をしていて、国民年金への加入及び保険料納付を厳しく勧められ、保険料を納付してきたので、申立期間が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和49年10月以降、申立期間②を除き国民年金保険料をすべて納付し、51年12月から61年3月までは、申立期間②を除き付加保険料も納付しており、国民年金第3号被保険者と第1号被保険者の種別変更手続を適正に行っているなど、国民年金制度への関心は高く、納付意識も高かったものと考えられる。

また、申立期間②は3か月と短期間であり、その前後の期間の保険料は納付済みとなっている。

一方、申立期間①については、申立人は、A区役所で納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和49年10月の時点では、申立期間①のうち49年3月以前は、過年度保険料となり区役所では納付できない上、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間①の保険料の納付状況等が不明確である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月から同年10月までの期間及び12年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年3月から同年10月まで
② 平成12年3月

申立期間当時は、夫が会社を退職して2,500万円の退職金及び定期預金が十分にあり、何不自由のない生活であったので、平成8年3月から同年10月までの期間及び12年3月の国民年金保険料を未納にするはずがなく、未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付し、付加保険料も納付している上、国民年金第1号被保険者と第3号被保険者の種別変更手続も適正に行っており、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人の夫の平成7年分及び8年分の給与所得源泉徴収票、8年分退職所得の源泉徴収票により、申立期間当時、国民年金保険料を納付するのに問題の無い経済状況であったことが推認される。

さらに、申立期間はそれぞれ8か月及び1か月と短期間であり、申立期間の前後は納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月から同年10月まで
申立期間当時は、会社を退職して2,500万円の退職金及び定期預金が十分にあり、何不自由のない生活であったので、平成8年3月から同年10月までの国民年金保険料を未納にするはずがなく、未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降、平成20年2月まで国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、かつ、申立期間は8か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間以降、国民年金と厚生年金保険の切替手続を適正に行い、60歳以降も国民年金に任意加入し、付加保険料を納付しているなど納付意識の高さがうかがえる。

さらに、平成7年分及び8年分の給与所得源泉徴収票、8年分退職所得の源泉徴収票により、申立期間当時、国民年金保険料を納付するのに問題の無い経済状況であったことが推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から43年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から43年9月まで
② 昭和43年10月から46年3月まで

私は、昭和39年10月から46年3月までの国民年金保険料をA銀行のB出張所で夫婦二人分を一緒に納付していたはずであり、未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年4月に払い出されており、これを前提にすると本来時効により納付できないはずの36年4月から39年9月までの保険料が納付済みと記録されていることから、当該期間については特例納付したものと推認できるものの、社会保険事務所の特例台帳にその記録が無い。

また、国民年金手帳記号番号の払い出しが夫婦連番であること、申立人は申立期間①及び②を除き、申立人の夫は申立期間②を除き、昭和36年4月から60歳まで国民年金保険料をすべて納付していること、昭和50年度及び52年度は夫婦共に前納していることから、申立人の主張どおり、申立人及びその夫は基本的に夫婦一緒に納付していたものと考えられ、申立人の夫は申立期間①を含む36年4月から43年9月までの保険料を、第1回特例納付制度を利用して納付していることから、申立人の申立期間①の保険料についても同様に納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、一緒に納付していたとされる申立人の夫も未納となっており、申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から43年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から同年3月までの期間、41年7月から42年3月までの期間及び46年1月から47年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年1月から同年3月まで
② 昭和41年7月から42年3月まで
③ 昭和46年1月から47年12月まで

私は、昭和39年1月から同年3月までの期間、41年7月から42年3月までの期間及び46年1月から47年12月までの期間の国民年金保険料は、49年秋ごろ、A区役所で一括して納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月から平成元年5月まで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、昭和52年2月から61年3月までは任意加入しているなど、国民年金制度への関心は高く、納付意識も高かったことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付状況について具体的に述べている上、申立人が主張している納付時期は第2回特例納付の実施期間中であり、納付したとする金額も、第2回特例納付により申立期間の保険料を納付した場合の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容全般に不自然さは見られない。

さらに、A区役所では、昭和49年当時、特例納付に係る納付書の交付手続を行っていたこと、及び特例納付の収納促進のため社会保険事務所職員が同区役所に出向いていたことが確認できる。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号が

払い出された昭和 39 年 9 月時点では、時効により保険料を納付できない 36 年 4 月から 37 年 6 月までの期間が納付済みとなっているが、申立人の特殊台帳には特例納付に係る記載が無く、当該期間は未納と記録されており、社会保険庁の記録に矛盾がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から41年9月までの期間、42年8月から同年9月までの期間、43年8月から同年9月までの期間、45年5月から同年6月までの期間及び46年8月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から41年9月まで
② 昭和42年8月及び同年9月
③ 昭和43年8月及び同年9月
④ 昭和45年5月及び同年6月
⑤ 昭和46年8月から51年3月まで

私は、A市役所で36万円ぐらい納付すれば未納期間は無くなるという説明を市の職員から聞いて、36万円ぐらいを納付したはずである。申立期間が未納になっているのは納得がいかないなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「市役所職員からそれまでの未納分の説明を受け、当時、自営業を営んでおり36万円ぐらいなら納められるので特例納付した。」と主張しており、申立人が主張している納付金額は、申立期間の保険料を第3回特例納付で納付した場合の保険料額とおおむね一致している。

また、申立人の近所の友人は、「申立人が申立期間に係る保険料36万円を納付した帰りに会ったのを覚えており、自分の両親も特例納付で50万円ぐらい納めているので鮮明に覚えている。」と証言しており、当該友人の両親は第3回特例納付により納付していることも確認できる。

さらに、申立人は、申立期間以降、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から50年3月までの期間、57年1月から同年3月までの期間及び61年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年6月から50年3月まで
② 昭和57年1月から同年3月まで
③ 昭和61年3月

申立期間①について、私は20歳の時、役場に国民年金の加入手続を行い、母が、父母の国民年金保険料とともに集金人に納付した。

申立期間②及び③について、夫が納付書で、金融機関の窓口あるいはA市の出張所で納付した。

申立期間①、②及び③の保険料はすべて納付しているのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、B社会保険所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の主張どおり、申立人が20歳になった昭和48年11月に払い出されていることが確認できる。

また、国民年金保険料を完納している申立人の母親が申立人の納付に関与し、その母親から、申立人とその父母の国民年金保険料を、申立人が20歳になった時からまとめて集金人に納付していたという証言が得られていることから、父母の保険料が納付されているにもかかわらず申立人の保険料だけが納付されていないというのは不自然であり、申立人の保険料も納付していたと推測するのが自然である。

さらに、申立期間②及び③は、それぞれ3か月及び1か月と短期間である上に、申立期間②及び③の前後の期間はすべて納付済みになっていることから、申立期間②及び③のみを納付しなかったと考えるのは不自然であり、納付していたと推測するのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から同年12月まで

私は、26歳の時、国民年金に任意加入してから、夫の厚生年金保険の喪失月の関係で1か月納付すべきことを見逃したほか、国民年金保険料を納付しなかったことはない。

申立期間の保険料は納付書によりA銀行B支店で納付したので、未納記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、国民年金に任意加入した昭和46年9月以降、申立期間を除き未納期間が無く、納付意識の高さがうかがえる。なお、平成14年6月の未納は、当初、3号被保険者から1号被保険者への種別変更が14年7月1日だったものが、17年1月31日になって、その夫の厚生年金保険の資格喪失日が14年6月29日だったため、その日を種別変更の日に記録訂正された結果であり、申立人が17年9月以降も、国民年金に高齢者任意加入していることから、行政の適切な対応がなされていれば、生じなかったものと考えられる。

また、申立人が主張する保険料の納付方法は、当時の国民年金保険料の納付方法と合致しており、申立内容が信用性の高いものであると認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年9月から39年1月まで
② 昭和39年10月から41年3月まで
③ 昭和44年4月から46年3月まで

私は、昭和36年2月に結婚し、間もなく夫が夫婦の国民年金の加入手続を行った。自宅に来る集金人に私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を同時に納付したと主張しているが、申立期間①、②及び③（昭和44年4月から同年6月までを除く。）は、申立人の夫の保険料も未納となっている。

また、申立期間①、②及び③は、合計71か月と長期間であり、申立人は申立期間以外に2度の未納期間がある上、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

しかし、申立人とその夫の国民年金保険料の収納記録のうち、昭和44年4月から同年6月までについては、申立人の夫の保険料は納付済みとなっており、申立人の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から同年11月まで

私は、昭和49年9月にA市役所で国民年金の任意加入手続を行い、その月以降の保険料を現年度納付したのに、49年9月から同年11月までの期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上に、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和49年10月11日であるにもかかわらず、社会保険庁の記録では申立人の国民年金任意加入日が49年12月19日となっており、社会保険庁の記録管理上の不備が考えられる。

また、申立人は昭和49年9月に国民年金の加入手続をしたと主張しているが、A市役所の職員は、事情によっては国民年金手帳記号番号の払出しが加入手続日の翌月になることがあると述べており、申立人の主張が正しい可能性があることをうかがわせる。

さらに、申立人は、国民年金の任意加入手続をした経緯及び当時の状況についてはっきり記憶しており、申立内容が明確である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から49年12月までの期間及び58年10月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から49年12月まで
② 昭和58年10月から59年3月まで

申立期間①については、昭和53年か54年ごろ、隣人から国民年金保険料を特例納付できることを教わり、主人に相談して預金から30万円か40万円ほど引き出して市役所で一括納付した。申立期間②についても、保険料は納め忘れのないようにしていたので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、特例納付制度があることを教えてくれた隣人の名前を覚えており、一括納付したと主張する時期は第3回特例納付の実施期間中である上、一括納付したと主張する金額も、第3回特例納付により納付した場合に必要な保険料額におおむね一致しているなど、申立人の主張は具体的であり、不自然さは見られない。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付し、前納もしているなど、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立期間②は任意加入期間で、6か月と短期間である上、その前後の期間は納付済みとなっており、その前後の期間と同様に納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から55年3月まで

申立期間については、昭和55年12月の暮れごろ、妻と区役所に行き、過去10年くらいの自分の未納分と妻の53年からの未納分の保険料を一括で10万円か20万円ぐらい納めたのに、自分の分が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和53年10月から55年3月までについては、申立人が申立期間の保険料を納付したと主張している55年12月の時点において、過年度納付することが可能であり、一緒に納付したとする申立人の妻も、当該期間は納付済みとなっていることから、申立人の当該期間についても納付していたものと考えるのが自然である。

また、申立人が主張している納付金額も、申立期間のうち、昭和53年10月から55年3月までの保険料を夫婦二人分納付した場合の保険料額とおおむね一致している。

一方、申立期間のうち、昭和44年4月から53年9月までについては、55年12月の時点では、時効により国民年金保険料を納付することができない上、この時期は特例納付の実施期間でもなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から55年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年3月まで

私は、昭和55年3月に結婚し、A市からB市に転居したが、昭和52年度から54年度までの国民年金保険料の未納通知がA市の実家に届き、母親からも、「年金を納めないと年を取ってから困るから、納めておいた方が良い。」と言われたので、B市役所で手続を行い、同市役所内のC銀行で、53年度の未納分を55年6月9日、54年度の未納分を同月下旬に現金で納付した。申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和52年2月以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、結婚した55年3月から61年3月までは任意加入しているなど、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した経緯や納付状況を具体的に述べている上、申立人の主張どおり、昭和55年6月に昭和52年度の未納分を第3回特例納付により納付し、53年度の未納分を過年度納付していることが確認できることから、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間は12か月と短期間であり、その前後の期間は納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から59年3月まで

私は昭和52年3月に国民年金に任意加入し、保険料は銀行窓口で納付し続けました。平成18年5月に年金受給手続を行った際、申立期間が未納となっていることを知らされました。きちんと納付したはずなので、未納とされていることには納得がいきません。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入した昭和52年3月から60歳まで、申立期間及び5か月の未納期間を除き、国民年金保険料をすべて納付し、52年3月から第3号被保険者制度が実施される61年4月まで、9年間にわたり任意加入を継続しており、国民年金制度に対する理解が深く、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間の保険料納付の場所、方法、時期等に関する申立人の主張は具体的であり、不自然さは見られない。

さらに、申立期間は任意加入期間で、その前後の期間は納付済みとなっている上、申立人の夫は継続して同一事業所に勤務しているなど、申立期間の前後を通じて申立人の生活状況に大きな変化は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで
申立期間の国民年金保険料は、夫が夫婦二人分をさかのぼって納付した。夫の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年4月から48年3月までの国民年金保険料を第2回特例納付により納付していることが確認でき、申立人の夫については、国民年金手帳記号番号が50年10月に払い出され、申立期間を含む36年4月から48年2月までの保険料が納付済みとなっていることから、当該期間については特例納付により納付したものと推認される。これらのことから、申立期間について、申立人の夫がさかのぼって夫婦二人分の保険料を納付したとの申立内容に不自然さは見られない。

また、申立人は12万円ぐらいをまとめて納付したと主張しており、これは、申立期間を含む昭和36年4月から48年3月までの保険料を第2回特例納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人は、申立期間以降、国民年金保険料をすべて納付し前納もしているなど、納付意識の高さがうかがえる。

加えて、一緒に納付したとする申立人の夫は、申立期間を含め、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から50年3月まで
② 昭和57年4月から58年3月まで

私は、申立期間①の保険料について、昭和53年から55年ごろ、過去の分を納付できると知り、20歳からの未納分を数十万円まとめて納付した記憶がある。また、申立期間②の保険料についても、銀行で納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立期間の前後の期間が納付済みであり、申立期間の直前の期間の保険料が申立期間中に過年度納付されていることから、この時期の申立人の納付意識は高かったものと認められる。加えて、申立期間は12か月と短期間である。

一方、申立期間①については、申立人は特例納付でまとめて納付したと主張しているが、保険料の納付状況（納付時期、場所及び金額）に関して具体的な記憶が無い上に、保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、家計簿、確定申告書等）も無い。

また、申立人は特例納付した費用は当時の夫からもらったと主張しているが、元夫の年金記録も未納となっており、申立人だけが特例納付したと考えることは不自然である。加えて、元夫の居住先は不明であり、当時の証言を得ることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から同年12月まで

私は、昭和44年4月に夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、以後、保険料は私が二人分を3か月毎に納付してきたにも関わらず、53年10月から同年12月までの期間に関して、自分の分だけ年金記録が未納となっている。自分の分だけ納め忘れることはないので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、夫婦の国民年金保険料の納付記録は、申立期間を除いて未納が無く一致していることから、夫婦の保険料を一緒に納付していたとの申立内容は信用性があると認められる。

また、申立人は申立期間を除いて未納期間は無く、納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立期間の前後を通じて生活状況に変化は無く、申立期間の前後の期間は納付済みとなっている。

加えて、申立期間は3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年6月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月から59年3月まで

私は、子供が二人とも小学校に通い、パート収入も入るようになったので、昭和55年6月に国民年金に任意加入して申立期間の保険料を口座振替により納付したのに、未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人の夫は安定した収入があり、申立人もパート収入が入っていることから、保険料を納付することには問題が無い上に、A市では昭和44年11月から口座引き落としを始めたことが当時のA市広報誌により確認でき、申立内容に矛盾はうかがえない。

さらに、申立期間は昭和55年6月に国民年金の任意加入手続を行った直後の期間であり、自ら任意加入を行っていないながら、その後、保険料を納付しないことは考え難く、保険料は納付したとすることが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案1103

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から51年9月まで

私は、昭和51年ごろから事業を始め、確定申告をする様になって2、3年たった時、税務署員の方から「国民年金に入っていないから入っておいた方がいい。それも20歳にさかのぼって入った方がいい。」と言われ、手続は市役所でできると教えてもらい、53年ごろに市役所の窓口で私には大金を過去の分として一括して支払った記憶があります。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付している。

また、申立人が加入手続をした時期は第3回特例納付の実施期間であり、申立人が申立期間に納付すべき保険料と用意したと主張している金額はおおむね一致していることから、申立人が申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、転出入届や種別の切替手続も適切に行っており、前納制度も利用しているなど、納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 3 月

私は、平成 11 年 2 月に母親の勧めで国民年金に加入した。保険料は、平成 11 年 4 月から銀行口座振替で納付しているが、過年度納付をすることができるということで、9 年 1 月から 11 年 3 月まで母親が 2 か月分程度ずつを銀行で納めていた。未納となっている平成 11 年 3 月分についても、13 年 3 月 28 日に同年 2 月分と一緒に A 銀行 B 支店（現在は C 銀行）で納付したことを覚えているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期間である上に、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親の証言は、納付方法、納付場所等の納付状況について具体的であり、納付したとすることが自然である。

また、申立人の保険料の収納年月日から、申立人の母親が保険料を 1 か月分又は 2 か月分銀行で納付していたとする説明の確かさがうかがわれる上に、申立人の母親が申立人の国民年金加入手続を行った時期と国民年金手帳記号番号が払い出された時期も合致する。

加えて、母親が記憶している保険料の納付金額と申立期間の保険料もおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から同年6月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から44年3月まで
② 昭和55年4月から同年6月まで

申立期間①については、昭和38年6月ごろにA区役所の集金人の勧誘を受け、国民年金に加入、それ以降、国民年金保険料を納付していた。また、その集金人に昭和36年4月までさかのぼって国民年金保険料を納付できると言われたので、母親が36年4月から38年3月までの分を納付したはずであり、未納となっているのは、納得できない。

申立期間②については、毎回欠かさず付加保険料込みで国民年金保険料を納付していたのに、なぜ3か月未納なのか心当たりが全く無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間である上に、申立人は、国民年金手帳記号番号払出が行われた昭和44年4月から60歳になるまでの間、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、昭和50年4月から平成8年12月までは付加保険料も納付していることから、申立人の保険料納付の意識は高く、申立期間のみ保険料を納めなかったとは考え難い。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和38年6月ごろ国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳記号番号の払出日は44年3月以降となっていることから、41年12月以前の保険料は時効により納付することはできない期間であることに加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡がうかがえない。

また、申立期間の保険料の納付については申立人の母親が行っており、申立人自身が保険料の納付に直接関与していない上に、申立人の保険料を納付したとする母親も当時の記憶が定かではなく、証言が得られないことから、申立人の保険料の納付状況は不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における申立期間の資格喪失日に係る記録を昭和43年1月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月29日から43年1月8日まで

私は、昭和42年2月16日から48年5月16日までA株式会社B支社に船員として勤務し、その間、船員保険に加入していたが、何故か、42年9月29日から43年1月8日までの期間が未加入となっている。その期間についても、同社の船員として途絶えることなく勤務していたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保有するA株式会社の船員保険被保険者名簿によると、予備員として出動待機員であった申立人の申立期間については、昭和43年3月14日に資格喪失日を43年1月8日から42年9月29日に記録が訂正されているが、事業主は、資格喪失日の訂正届を届出した事実は不明であり、正規の船員であれば途中の船員保険被保険者期間が欠落することは考えられないと述べている。

また、申立人と同様に申立期間当時、A株式会社B支社C事業部内で業務に従事していた出動待機員の同僚の船員保険の被保険者期間については、被保険者名簿に資格喪失日の訂正は行われておらず、被保険者記録は継続していることが確認できる。

さらに、当該事業所から提出のあった申立人に係る身上書カードから、申立期間後に予備員として記録がある期間においては、船員保険被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年8月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年2月1日から同年3月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和36年2月1日）及び資格取得日（36年3月1日）を取り消し、申立期間②の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月1日から29年8月1日まで
② 昭和36年2月1日から同年3月1日まで

私は、昭和26年4月1日から32年3月1日までの間、(株)Cに勤めていたが、社会保険庁の記録では厚生年金保険の加入日が29年8月1日となっている。26年4月から厚生年金保険料を控除されていたので、記録の訂正をお願いします。また、A株式会社には、33年4月5日から39年9月まで継続して勤務していたのに、36年2月の1か月が厚生年金保険の加入もれとなっているので訂正をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の同僚の供述及び事業主の回答から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和36年1月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 36 年 2 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立内容及び同僚の供述から、申立人が株式会社Cに勤務していたことは推認できるが、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、申立人の同社における同僚二人の同社における厚生年金保険の資格取得日は、それぞれが述べている入社日より 2 年から 3 年後の日付となっており、事業主が申立人に対しても同僚二人と同様の取扱いを行ったものと推認される。

さらに、社会保険事務所が保管する被保険者名簿の申立人の資格を取得した日は昭和 29 年 8 月 1 日となっているほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B営業所における資格喪失日に係る記録を平成10年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月31日から10年1月1日まで

A株式会社から連絡があり、B営業所からC本社に転勤したときの手続き誤りで私の厚生年金保険の期間が1か月間抜けているので、その期間を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、A株式会社から提出された在職証明書及び給与支給明細書により、申立人は当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成9年11月の社会保険事務所の記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が保管していた厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、平成9年12月31日資格喪失と記載されているとともに、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届を誤って届け出たと認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月分の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後

に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA（株）（現在は、B（株）。）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月16日に、資格喪失日に係る記録を35年11月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月16日から同年11月12日まで

私は、昭和35年7月16日から同年11月12日までC（地名）にあるA（株）に勤務しており、この期間が厚生年金保険の被保険者期間から抜けているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述（うち一人が申立人と同じ昭和35年7月に入社したこと、及び二人が申立人と一緒に35年11月11日に当該事業所を退職し、同年12月1日に別の事業所に就職したことについては、社会保険事務所の記録から確認できる。）及び当時の業務内容に関する申立人の供述から、申立人が申立期間において申立てに係る事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同じ業務に従事している者の中で、当該事業所の社員であることが確認できた5人は、社会保険事務所の記録から、全員厚生年金保険の被保険者であることが確認でき、当時の社会情勢もかんがみ、当該事業所において、申立人のみ厚生年金保険に加入していないのは不自然である。

さらに、申立人は、当該事業所に就職する際に、厚生年金証書を提出したことを記憶しており、申立期間以前に勤務していた3事業所及び申立期間以

降に勤務した3事業所のすべてで、厚生年金保険に加入していることから、当該事業所においてのみ、厚生年金保険に加入しなかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主によって給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同僚の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年7月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、資格取得日は昭和42年1月14日、資格喪失日は同年3月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月14日から同年3月1日まで

私は、昭和42年1月14日から同年3月1日まで、妻と一緒にA県B市にあるC株式会社の工場に勤めていた。入社日、仕事内容等、すべて同じであった私たち夫婦の、妻にのみ厚生年金保険の加入記録があつて、夫の私の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A株式会社に夫婦と一緒に勤務していたとしており、当時の同事業所の状況や業務内容についての供述は信憑性^{びよう}があるところ、同事業所に係るオンラインの記録の職歴審査照会回答票（個人情報）を見ると、当該申立人の妻は、申立人が供述するとおり、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を控除され、健康保険の整理番号が「D（数字）」となっていることが確認できる。

また、申立人の妻の健康保険の整理番号「D（数字）」近くの健康保険の整理番号をオンラインの記録で確認すると「E（数字）」が欠番であり、同番号の被保険者原票の写しをF社会保険事務所に求めたところ、「被保険者原票においては、E（数字）からG（数字）までが無く確認することができない。当時の担当者がおらず、なぜこのような処理になっているのか詳細は

不明である。」と回答しており、F 社会保険事務所において記録管理が適正に行われていなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 42 年 1 月 14 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び同年 3 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、申立期間において同様の仕事を行っていた申立人の妻のオンライン上の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録については、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月 1 日から 13 年 6 月 30 日まで
私は、有限会社Aに勤務していた平成 12 年 4 月 1 日から 13 年 6 月 29 日に退社（事業所閉鎖）するまで給与月額が 30 万円であったのに、厚生年金保険被保険者としての標準報酬月額が 12 年 4 月からは 22 万円、同年 6 月からは 15 万円となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった有限会社Aが発行した平成 13 年分の給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額から、13 年 1 月から同年 5 月までの期間において、標準報酬月額 30 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間直前の標準報酬月額は 32 万円であること及び平成 13 年分の給与所得の源泉徴収票等において、同年 1 月の標準報酬月額が 30 万円であることから、12 年 4 月から 13 年 5 月までの標準報酬月額については、30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現存する平成 13 年分の給与所得の源泉徴収票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている申立期間の標準報酬月額が一致していないことから、事業主は、13 年分の給与所

得の源泉徴収票において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から53年3月までの期間及び54年4月から57年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年3月から46年9月まで
② 昭和46年10月から53年3月まで
③ 昭和54年4月から57年8月まで

昭和39年3月から46年9月までの国民年金保険料については、夫は銀行から10万円を借り入れ、私は事業所を経営していたので手持ちの現金で夫婦二人分を特例納付したにもかかわらず、私の分だけが未納になっているのは納得できない。昭和46年10月から53年3月までの期間及び54年4月から57年8月までの期間の保険料は、集金人に夫婦二人分を納めていたので、未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、夫婦二人分をA区役所で特例納付したと主張しているところ、申立人の夫は、昭和53年8月ころ、A区で国民年金に加入し、当該期間の保険料を第3回特例納付により納付していることが認められるが、申立人は、当時、B市に居住していて、同年7月ころ、同市で国民年金に加入しているので、A区で保険料を納付することはあり得ず、第3回特例納付により申立期間①の91か月分を納付するには一人につき36万4,000円を要するので、申立人が言う保険料の金額と大きく異なっており、申立内容に不合理な点が見られる。

申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和53年7月時点では、そのうち51年3月以前は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間③について、B市作成の国民年金被保険者収滞納一覧表には、未納者として申立人の氏名が記載され、昭和54年度分、55年度分及び昭和57年4月から8月までの期間の保険料が未納と記載されている。

また、申立人は、申立期間②及び③について、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立期間②のうち57か月、申立期間③のうち20か月は、申立人の夫も未納となっている。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年8月から12年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月から 12 年 4 月まで

私は、平成 11 年 8 月に会社を退職後、A 市役所か B 市役所に出向き国民年金の加入手続を行った。その時の記録が年金手帳に国民年金の被保険者になった日として記入されており、これが納付したことの証拠である。申立期間が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 11 年 4 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失し、同年 8 月 16 日に再取得しているが、同年 4 月 1 日資格喪失に係る事務処理が同年 5 月 7 日に行われ、同年 8 月 16 日資格取得の記録が 15 年 9 月 12 日に社会保険事務所で追加処理されていることから、申立期間当時、申立人は国民年金に加入しておらず、申立期間の保険料に係る納付書は発行されなかったものと推認される。

また、申立期間の国民年金被保険者資格の得喪記録が追加処理された平成 15 年 9 月 12 日の時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、保険料の納付場所、納付方法等についての申立人の記憶が明確ではないため、保険料の納付状況等が不明確である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から62年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から62年2月まで

昭和59年4月から62年2月までの期間については、社会保険事務所に相談して、7万円ぐらいの納付書をもってすぐに納め、その後は月ごとの納付書が届き、60歳まで納付してきたので、申立期間が未加入と記録されているのは、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳及び社会保険庁の記録では、申立人が初めて国民年金に任意加入して被保険者となった日は昭和62年3月5日となっており、さかのぼって資格取得することはできないので、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。したがって、申立人が主張しているように、昭和62年3月に国民年金に任意加入した時に、申立期間の国民年金保険料を納付したということはありません。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

平成19年6月にA年金相談センターで国民年金の納付状況を確認した結果、昭和36年4月から40年3月までの期間が未納であることが判明した。昭和36年4月ごろに町会の役員の人に来て加入手続を行い、36年4月から40年3月までの国民年金保険料は、月額100円で1年分を集金人に納めたはずであり、申立期間が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年10月23日にB市において夫婦連番で払い出されており、その時点では、申立期間のうち38年6月以前は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の配偶者も、申立期間は未納となっている。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

平成19年6月にA年金相談センターで国民年金の納付状況を確認した結果、昭和36年4月から40年3月までの期間が未納であることが判明した。昭和36年4月ごろに町会の役員の人に来て加入手続を行い、36年4月から40年3月までの国民年金保険料は、月額100円で1年分を集金人に納めたはずであり、申立期間が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年10月23日にB市において夫婦連番で払い出されており、その時点では、申立期間のうち38年6月以前は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の配偶者も、申立期間は未納となっている。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から57年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から57年9月まで
会社を辞めて自営業を始めた昭和55年4月から2年半くらい、当時の妻が国民年金保険料を納付していたはずなので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立期間の国民年金保険料を納付する前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は払い出されておらず、申立期間は国民年金に未加入の期間で保険料を納付することができない期間であり、ほかに、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の元妻が申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったと主張しているが、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は保険料の納付に関与していない上、元妻の所在が不明で当時の状況を聴取することができず、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、元妻は、申立期間について厚生年金保険被保険者期間及び国民年金の任意加入期間となっており、国民年金の種別変更が行われていないことから、元妻が申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行った事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から45年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から45年10月まで

私は、昭和45年3月に国民年金保険料の過誤納ということで、42年11月から44年6月までの保険料を還付してもらった際に、担当の職員から「未納期間があるので、この還付金にいくらか足して納付することもできますよ。」と勧められ、申立期間の保険料を納付した。その際、「貼付不要の印が領収印の代わりですよ。」と言われ、今までずっと納付したものだと思っていた。申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人は、昭和42年11月1日に国民年金被保険者資格を喪失し、45年11月25日に任意加入により再取得していることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄には、申立期間である昭和44年12月から45年10月までについて、保険料を納付する期間ではない趣旨で「貼付不要」と押印されている。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から同年9月まで
社会保険庁の記録によると、昭和48年4月から同年9月までの6か月間が未納となっているが、妻の分と一緒に納付したはずであり、納付できない。もし未納期間が存在したのなら、保険料を重複納付した時の還付金を充当すべきである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年12月に払い出され、申立人は、同月に46年10月から48年3月までの国民年金保険料を第2回特例納付制度を利用して納付し、48年10月から50年3月までの分は過年度保険料として納付していることが認められる。

しかし、昭和50年12月の時点では、申立期間である48年4月から同年9月までの保険料は、制度上、特例納付としても過年度納付としてもこれを納付することができない期間であり、特例納付した際の過誤納付による保険料還付金を申立期間に充当することもできない。

また、申立人と同時に国民年金に加入した申立人の妻についても、申立期間は未納となっており、制度どおりの運用がされたことが推認できる。

さらに、このほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで
社会保険庁の記録によると、昭和48年4月から同年9月までの6か月間が未納となっているが、夫の分と一緒に納付したはずであり、納付できない。もし未納期間が存在したのなら、保険料を重複納付した時の還付金を充当すべきである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年12月に払い出され、申立人は同月に46年10月から48年3月までの国民年金保険料を第2回特例納付制度を利用して納付し、48年10月から50年3月までの分は過年度保険料として納付していることが認められる。

しかし、昭和50年12月の時点では、申立期間である48年4月から同年9月までの保険料は、制度上、特例納付としても過年度納付としてもこれを納付することができない期間であり、特例納付した際の過誤納付による保険料還付金を申立期間に充当することもできない。

また、申立人と同時に国民年金に加入した申立人の夫についても、申立期間は未納となっており、制度どおりの運用がされたことが推認できる。

さらに、このほかに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から52年2月までの期間及び56年7月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年5月から52年2月まで
② 昭和56年7月から61年3月まで

申立期間①については、母が私の国民年金の任意加入の手続をし、保険料を納付していた。申立期間②については、私が国民年金に任意加入し、保険料を納付してきた。申立期間①及び②について国民年金の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が学生だったので母親が国民年金に任意加入し、自分と母親の保険料を納付していたと主張しているが、A社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により申立人への国民年金手帳記号番号の払出しが昭和54年5月と確認できることから、申立期間のうち52年2月以前の保険料は時効及び未加入により納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことも確認できない。

また、申立人の分と併せて二人分の保険料を納付していたと述べている申立人の母親は、申立期間①のうち、昭和49年5月から50年9月までの期間が国民年金に未加入となっている。

申立期間②についても、申立人は、国民年金に任意加入し保険料を自分で納付してきたと主張しているが、B社会保険事務所が保管している国民年金被保険者台帳によると昭和54年4月21日に強制加入で資格取得、56年7月31日に資格喪失していることが確認でき、申立期間②は、申立人の夫が厚生年金保険に加入していることから未加入期間となり、保険料を納

付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことも確認できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の写等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

昭和59年4月から61年3月までの国民年金が未加入であり、保険料が未納となっている。私は、昭和45年から国民年金保険料を納めており、申立期間について、国民年金を辞める理由もないし辞めた覚えもない。申立期間の国民年金が未加入で未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料について自分で納付したと主張しているが、当時の保険料の金額、納付時期及び納付場所等の具体的な記憶が無く、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は24か月間と長期間である上に、年金手帳の記載にも加入記録が確認できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の写等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1117

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から46年12月まで

私は、A事業所に入社した際、会社の事務員が国民年金の加入手続をし、保険料を給料控除により納付していたのに未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は国民年金未加入期間であり、保険料を納めることができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことも確認できない。

また、申立人は、A事業所に入社した際、会社の事務員が国民年金の加入手続をし、保険料を給料控除により納付していたと主張しているが、申立人は当時の状況の詳細な記憶が明確でなく、年金手帳を交付された憶えも無いと述べていることから、国民年金に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、保険料の納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書の写し等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年3月まで

私は、昭和44年10月、結婚と同時に国民年金の加入手続を行った。夫との話し合いで、当時未納であった夫の国民年金保険料は昭和46年度分から、私の国民年金保険料は47年度分から納付したのに、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しが昭和52年3月以降であることから、申立期間の国民年金保険料については、時効により納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、社会保険事務所からの年金番号統合の案内に従って社会保険事務所に年金手帳を郵送したと述べているが、その時期については申立人の記憶が定かでない上に、年金手帳番号及び年金手帳が一つにまとめられた形跡もうかがえない。

さらに、申立期間の国民年金保険料の納付を示す関連資料（確定申告書の写し、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年6月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月から59年9月まで

私は、国民年金に加入した時から一貫して保険料を銀行口座からの口座振替で納付してきたのに、未加入期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳、被保険者記録照会及びA市の被保険者名簿から、申立人の年金記録は昭和58年6月5日に資格喪失、59年10月9日任意加入となっており、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。加えて、別の国民年金手帳記号番号が申立人に払い出されたことも確認できない。

また、申立人は、昭和54年4月に国民年金に加入した時から一貫して銀行口座振替で保険料を納付してきたと主張しているが、A市の被保険者名簿では口座振替にて保険料を納付していたことが確認できない。

さらに、保険料の納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書の写し等）も存在しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から55年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から55年6月まで

昭和49年10月に結婚と同時に妻が国民年金の加入手続を行い、団地内の銀行出張所から妻が国民年金保険料を毎月支払った。また、私は20歳からの国民年金保険料を支払っていなかったため、妻がその8年間の保険料を分割で支払ったのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、A市に転居した後の昭和57年7月以降であることから、申立期間のうち55年3月以前の期間については、時効により保険料を納付することができない期間である上に、特例納付もできない。加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情もうかがえない。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付について、申立人の妻が納付したと主張しているが、納付時期、納付金額、納付場所等について申立人の妻の記憶が定かでなく、具体的な納付状況が不明である。

さらに、申立期間は165か月と長期間である上に、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書の写し、家計簿等）も存在しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年10月から56年3月まで

私は、昭和43年10月の20歳の時から国民年金に加入し、49年10月に結婚するまで国民年金保険料はすべて支払っていた。結婚してからは、54年2月まではA市にある団地内の銀行出張所から、毎月夫の保険料と一緒に支払った。保険料を納付したのに未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をすべて納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しが、B市に転居した後の昭和57年7月以降であることから、申立期間のうち55年3月以前の期間については、時効により保険料を納付することはできない期間である上に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえない。

また、申立人は、申立期間の保険料納付について記憶が定かでなく、納付状況が不明である。

さらに、申立期間は合計150か月と長期間である上に、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の写し等）も存在しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から50年3月まで

私は、国民年金保険料の納付が遅れた時、男性の集金人が催促に来て、支払ったことを覚えている。申立期間の保険料を納付していたにもかかわらず、未納となっていた。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料の納付状況等の具体的な記憶が無い上に、申立人からの聴取においても、申立期間当時、居住していたA市では、国民年金保険料は納付書により納付する方法であり、納入組合の集金人が集金した場合は仮領収書を発行していたことが確認されているが、納付書が送られてきたこと、集金人から仮領収書を渡されたことなどの記憶が無いことから、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間も30か月と長期間である上に、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

- 1 氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年3月から46年3月まで

私たち夫婦は、A区Bに住んでいた時、集金人に国民年金保険料を支払っていた。昭和41年3月にC市に転入してきてからも女性の方が自宅に集金に来たので、3か月分とか6か月分を支払っていた。C市に来てからの41年3月から46年3月までが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年3月にC市に転入し、集金人に国民年金保険料を支払っていたと主張しているが、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、申立人からの聴取においても保険料の移り変わり及び集金人による保険料の取扱状況等が不明確である。

また、申立期間において、一緒に納付したとする申立人の夫の納付記録も未納及び免除期間となっている上に、申立人には申立期間後も未納期間がある。

さらに、申立期間は61か月と長期間であり、申立人及びその夫の保険料の納付について、長期間にわたり行政側の過失が起こったと考えるのは不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から41年3月までの期間及び42年4月から44年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年7月から41年3月まで
② 昭和42年4月から44年6月まで

私は、昭和39年に結婚しA市に住むようになり、国民年金保険料は地区役員の方が集金に来て、保険料を納付したはずである。昭和39年7月から41年3月までは国民年金に加入していないということは無く、42年4月からは夫も未納となっている。申立期間について、納付したはずなのに未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を集金人、町役場及び納税組合に支払ったと主張しているが、申立期間①は申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であったことから未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえない。

また、申立期間①については、申立人の国民年金の資格変更は適正に行われており、申立人が保管する国民年金手帳の資格欄に訂正した箇所も無く、社会保険庁の記録（特殊台帳）も申立人の国民年金手帳の記録と一致しており、申立期間の保険料を還付した形跡も無い。

さらに、申立期間②については、一緒に納付したとする申立人の夫の納付記録も未納となっている。

加えて、申立人は、申立期間①及び②の保険料の納付状況等についての記憶が明確でない上、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、預金通帳等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年10月まで
② 昭和36年11月から42年9月まで

私がA市の実家で生活していた昭和36年4月に、母がA市役所で私の国民年金加入手続きを行い、その月以降の保険料を納付してくれたはずである。昭和36年11月に結婚してA市からB県に転出した後も、母が42年9月までA市で私の保険料を納付し続けたと言っていた。それなのに、昭和36年4月から同年10月までが未納とされ、36年11月から42年9月までが未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立期間①の国民年金保険料を納付してくれたはずであると主張しているが、申立期間①について、申立人が所持している国民年金手帳の検認印欄に押印が無い上に、国民年金印紙貼付台紙は印紙を貼付した形跡が無いまま切り取られていないことから、この期間の保険料が現年度納付されなかったと考えられる。

また、申立人は、昭和36年11月に結婚して他県に転出した後も、申立人の母親が申立期間②の国民年金保険料をA市で納付し続けてくれたと主張しているが、A市から転出した後、国民年金保険料を同市で納付することは制度上不可能である上、申立人は、42年10月に任意加入するまで国民年金の加入手続きをしたことは無いと述べている。

さらに、申立人の申立期間①及び②の保険料を納付していたとする母親の国民年金保険の納付記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から同年8月までの期間、48年1月から49年9月までの期間、50年9月、55年3月から62年3月までの期間、平成2年9月から3年8月までの期間、4年4月から同年6月までの期間及び5年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月から同年8月まで
② 昭和48年1月から49年9月まで
③ 昭和50年9月
④ 昭和55年3月から62年3月まで
⑤ 平成2年9月から3年8月まで
⑥ 平成4年4月から同年6月まで
⑦ 平成5年5月

私の父親が、申立期間の国民年金保険料を母親の分と一緒に納付していたので、保険料を納付した事実が確認できないという社会保険事務所の回答には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成8年3月以降に払い出されており、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の父親が申立人の母親の分と一緒に納付していたと主張しているが、両親は申立期間以前の昭和39年1月に離婚している上、母親は申立期間について国民年金に未加入となっており、申立内容に不自然な点が見られる。

さらに、申立人は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父親は既に亡くなっており、

申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無く、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月から61年3月まで
父親が私の国民年金の加入手続を行い、昭和52年5月から61年3月までの保険料も父親が納付していたはずである。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和60年9月以降に払い出されており、この時点では、申立期間のうち58年6月以前については時効により国民年金保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、その父親が申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったと主張しているが、父親は既に亡くなっており、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間は107か月と長期間であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月から 42 年 3 月まで
申立期間については、昭和 41 年ごろ、20 歳にさかのぼり月額 150 円ぐらゐの国民年金保険料を納めたのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和43年10月時点では、申立期間のうち41年6月以前は時効により国民年金保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持している国民年金手帳では、申立人が初めて国民年金被保険者資格を取得したのは昭和41年3月1日となっており、これ以前は国民年金に未加入の期間及び厚生年金保険加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間以外にも未納期間が散見される上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から42年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から42年5月まで

私が20歳になった時、父が私の国民年金の加入手続を行い、父母と私の3人分の保険料を父が市役所で納付していた。申立期間が未加入となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった昭和38年10月に、その父親がA市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号はB区で42年5月以降に払い出されており、この時点では、申立期間のうち40年3月以前は時効により国民年金保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その父親が申立人と両親の3人分を納付していたと主張しているが、両親は既に亡くなっており、具体的な納付方法等を聴取することができず、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、預金通帳等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から43年3月まで

私は、昭和36年4月から39年3月まで会社に勤め、39年4月から43年3月までA（地名）の大学に通っていた。この間、私の住所は実家のB市にあり、母親が同市で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納めていたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の国民年金保険料の納付について申立人の母親が行ったと主張しているが、母親は既に亡くなっており、申立人はこれらに参与しておらず、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が国民年金に加入した記録は無く、申立期間は国民年金に未加入の期間で保険料を納付することはできず、ほかに申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

当時の勤務先で給与から国民年金保険料を天引きされ、昭和36年4月から、勤務先で保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が未納となっていることは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月から当時の勤務先が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、42年1月に勤務先の家族4名と連番で払い出されており、この時点では、申立期間のうち39年9月以前の国民年金保険料は時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号が申立人と連番になっている申立人の勤務先の家族4名のうち3名は、申立期間は申立人と同様に未納となっており、残りの1名は、申立期間は納付済みになっているが、これは第2回特例納付により納付されたものであり、申立期間当時は未納である。

さらに、当該勤務先の連絡先が不明で当時の状況を聴取することができず、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も無く、保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案1132

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から42年3月まで

私は、昭和41年10月に結婚し、翌月に夫の勤務先経由で国民年金の加入手続を行い、38年2月にさかのぼって夫の勤務先経由で保険料を納付した。それ以降の保険料も、夫の給与から天引きされ、夫の勤務先が納付してくれたはずである。申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚直後の昭和41年11月に国民年金に加入し、38年2月にさかのぼって保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は43年3月19日に払い出されており、この時点では、申立期間のうち40年12月以前は時効により保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が主張する昭和41年11月の時点でも、39年9月以前の保険料は時効により納付することができない上に、この時期は特例納付の実施期間でもないことから、38年2月にさかのぼって保険料を納付することはできず、申立内容に不自然な点が見られる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の夫の勤務先の連絡先が不明である上、申立人の夫も既に亡くなっており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明確である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から15年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から15年3月まで

昭和59年1月ごろ兄が、私に代わってA町役場（現在は、B県C市）で国民年金の加入手続をし、以後国民年金保険料を納付してくれた。兄が保険料を納付したのは事実であるから、申立期間が未納となっていることに私は納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について申立人の兄が行ったと主張しているが、兄はその主張を否定していることに加えて、申立人の記憶も明確で無いため、保険料の納付方法及び納付金額を記憶しておらず、申立期間当時の具体的な納付状況が不明である。

また、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていないことから申立期間は未加入期間であり、保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の写等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から45年3月まで

申立期間の国民年金保険料は父が集金により納付してくれていた。また、兄や弟、2番目の姉の保険料も、当初は父が納めてくれていた。兄も、兄弟の中で私一人の分だけ納付していなかったはずはないと話しており、申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたと主張しているが、父親は既に亡くなっていることから、その証言を得ることができない上に、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金の加入及び保険料の納付状況等の確認ができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、昭和43年9月以前は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の申立人の住所については、昭和42年10月の数日間を除いて実家のあるA県B郡とは別の場所にあることが確認されており、実家で父親と同居していた兄や弟とは状況が異なり、申立人の父親が申立人の国民年金保険料をA県B郡で納付することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から42年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から42年7月まで

私は、昭和41年6月に同じ社宅に住んでいた先輩たちに勧められて国民年金に任意加入し、A区役所の集金にて国民年金保険料を納付していたのに、社会保険事務所の記録では未納となっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年6月に任意加入し、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、42年8月に夫婦連番で払い出されており、申立期間は、申立人の夫が厚生年金保険に加入していることから未加入期間となり、保険料を納付することができない期間である。加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したことを確認できる関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1136

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から40年3月まで

私は、平成19年9月6日に国民年金加入記録について照会したところ、20年5月23日付けで、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。申立期間当時は、A市において夫婦で事業所を営んでいた時で、保険料は妻が納めていたように記憶しているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の妻が夫婦二人分と一緒に納付していたと主張しているが、申立人の妻の記録も申立人と同様に未納となっている

また、申立人の妻はすでに他界しており、申立人の保険料の納付についての証言を得ることができない上に、申立人自身は、保険料の納付に直接関与していないため、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 6 日から 46 年 1 月 20 日まで
私は、昭和 45 年 7 月 6 日から第 2 子を妊娠し 46 年 1 月 20 日に退職するまで、A 事業所で勤務していたので、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所が保管している職種別職員数の資料により、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、事業主は、在職期間の確認については職種別職員数の資料により可能であるが、申立人の厚生年金保険の加入手続を行ったかどうかは不明であると回答している上、申立期間に係る雇用保険の加入記録も無く、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。

また、申立人と同時期に採用となった 5 人のうち 3 人は、社会保険事務所の記録によると、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無い。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月 10 日から 62 年 12 月まで

私は、昭和52年2月10日から62年12月までA市にある株式会社Bに勤めていた。その時に一緒に勤務していた同僚には当該事業所の厚生年金保険の加入記録があるので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述及び事業主から提出された労働者台帳から、申立期間において、申立人が株式会社Bに勤務していたことは確認できるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無い。

また、申立人は、申立期間当時、当該事業所に勤務していた証拠として、同僚の陳情書を提出しており、当該陳情書に署名している複数の同僚から、「①申立人は昭和52年ころから平成13年ころまで正社員として勤務していたと思います。農家をやっている方の中には社会保険加入を希望しない方もいたが、申立人は農家ではなかった。②勤務時間が相違しており、ほとんど会うことは無く、旅行で会う程度だった。③申立人は古い方でいつから勤務していたかは覚えていない。」など様々な供述が得られたものの、事業主は、「申立期間は先代のころの事で詳しくは分からないが、申立人は勤務が不規則だったので、社会保険には加入させていなかった。平成2年に社会保険関係の台帳を整理し、申立人が社会保険に加入していなかったため、その時に加入手続を行った。」と供述していることに加えて、当該事業所に係る社会保険のオンラインの記録によると、申立期間の資格取得者80名の中に申立人の名前が無く、健康保険の整理番号の欠番も無い上、雇用保険の加入記録も確認できなかった。

さらに、当該事業所での雇用保険の加入記録は平成2年4月21日から13年12月20日までとなっており、厚生年金保険の加入記録と一致している。

加えて、申立人は、申立期間に当たる昭和52年2月から61年5月まで国

民年金保険料を納付し、62年4月から63年3月までの期間は国民年金の免除申請もしており、申立期間に納付された国民年金保険料が還付された記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月1日から28年4月19日まで
A株式会社の厚生年金保険の加入記録は、昭和28年4月20日資格取得となっているが、私は、25年10月1日から勤めていたので入社したときから被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時のA株式会社と定時制高校等との関わりをよく記憶しており、間違い無く当該事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであると主張しているが、A株式会社は、昭和33年2月1日に全喪事業所となっており、申立期間当時の人事記録等の資料の確認ができないことに加えて、申立人が当時の上司や同僚として挙げた8名のうち5名は既に他界し、所在の判明した1名に照会したが、回答が得られないことから、申立期間当時の申立人の勤務形態等の確認はできない。

また、社会保険事務所が保管する被保険者原票では、申立人のA株式会社における資格取得日は昭和28年4月20日となっており、申立人が勤務したと主張する25年10月1日から28年4月19日までの期間に資格を取得した者35名の中に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 26 日から 49 年 9 月まで
株式会社Aの加入期間が昭和 46 年 8 月 26 日までとなっているが、私は、同年 6 月 30 日に出産をして 3 か月ぐらい仕事を休んだが、その後は継続して勤務していたはずである。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容が詳細なこと及び同僚の供述から、申立人が申立期間において株式会社Aに勤務していたことは推認できるが、申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、申立人は、産休後仕事に復帰した時は子育てもあり仕事の終了時間を以前よりも早くしていたと述べていることから、勤務形態を変更して復職したと考えられる上に、申立人の雇用保険の加入記録も昭和 46 年 8 月 25 日離職となっており、厚生年金保険の資格喪失日と一致する。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人は、昭和 41 年 10 月 18 日に資格を取得し、46 年 8 月 26 日に資格喪失と記録されている上に、申立人が勤務したと主張する 46 年 8 月 26 日から 49 年 9 月までの期間に資格を取得した者 21 名の中に申立人の名前は無く、被保険者原票整理番号の欠番も無い。

加えて、申立期間当時の同僚は、「申立人が産休後仕事に復帰したと聞いたことはあるが、自分も出産で休んでいた後、退職したので詳しいことはわからない。」と供述しており、申立人の申立期間に係る勤務状況について証言を得ることができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年7月26日から30年7月1日まで
② 昭和31年2月1日から35年9月1日まで
③ 昭和37年2月1日から39年4月1日まで

私は、昭和28年6月1日から30年6月末日までの間は株式会社Aに、31年2月1日から35年8月末日までの間はB株式会社に、37年2月1日から39年3月末日までの間はC社又はD社という社名の会社に勤務していたが、株式会社Aの28年6月1日から同年7月26日までの厚生年金保険の加入記録以外、記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの被保険者名簿には、今回、社会保険事務所が申立人の記録と認定した、E氏（申立人の旧姓で名前が1文字違い）名義の昭和28年6月1日から同年7月26日までの記録があるが、欠番及び不自然な記録訂正等、申立人の資格喪失日が誤って記録されたことをうかがわせる状況は認められない。

また、B株式会社は厚生年金保険の適用事業所であるが、社会保険事務所の被保険者名簿に申立人の氏名が確認できず、欠番も無い上、当該事業所が昭和57年11月に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、申立期間当時の事業主も亡くなっていることから、勤務状況が不明である。

さらに、申立人がF区に所在していたと主張するC社又はD社は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

加えて、申立人は、給与明細等厚生年金保険料が事業主により控除されていたこと示す資料を所持しておらず、それをうかがわせる関連資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月1日から同年8月31日まで

私は、A社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、B株式会社の資格取得日が昭和24年9月1日となっているといわれた。入社したのは23年10月ころで試用期間があったと思うが、申立期間については、保険料が引かれていたと記憶しているので、会社が厚生年金保険の適用となったときから被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された失業保険被保険者離職票（写）から、申立人がB株式会社に昭和24年4月21日から勤務していたことは推認できるものの、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、申立人が勤務していたとするB株式会社は、昭和25年5月18日全喪事業所となっており、当時の人事記録等の確認ができない上に、同事業所の被保険者名簿から申立人と年齢が近い者10名の調査をしたところ、6名が既に他界しており、所在の判明した2名から供述を得られたが、当該2名は申立人を憶えておらず、申立人の申立期間当時の勤務形態、厚生年金保険の加入及び保険料控除についての証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所で保管しているB株式会社の厚生年金被保険者名簿を見ると、申立期間に資格取得した者49名の中に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年7月ころから26年7月ころまで
② 昭和32年5月ころから35年5月ころまで

私は、昭和25年7月から26年7月までA社で、32年5月から35年5月までB社で働いていたが、どちらの期間にも厚生年金保険の加入記録が無い。両方の期間において厚生年金保険の被保険者だったと思うので、なぜ加入記録が無いのか調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所の記録から、申立人が勤務していたとするA社が厚生年金保険の適用事業所となっていたことを確認することはできない。

また、申立人は、当時、同僚であったと名前を挙げた者は既に他界しており、同事業所における申立人の勤務状況等を確認することはできない。

さらに、申立人自身も「同事業所においては、アルバイト・パートであった」と供述している。

申立期間②についても、社会保険事務所の記録から、申立人が勤務していたとするB社が厚生年金保険の適用事業所となっていたことを確認することはできない。

また、申立人は、当時の同僚を覚えておらず、同事業所における当時の社会保険の加入状況等は不明である。

さらに、申立人自身も「同事業所においては、アルバイト・パートであった」と供述している。

加えて、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 11 日から 41 年 3 月 30 日まで
昭和 39 年 2 月 11 日から 41 年 3 月 30 日までの厚生年金保険被保険者期間については、41 年 9 月 6 日に脱退手当金 (8,256 円) が支給されているので、この期間については年金額の計算には算入されないとの回答をもらったが、私は、41 年 3 月に妊娠のため退職し、同年 5 月に主人が A (地名) に転勤になったので、同年 9 月 6 日に B 県 C 市から D 県 E 市に転居しており、脱退手当金を受け取りに行けるわけが無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人の戸籍謄本によれば、申立人は、当該事業所に勤務していた昭和 40 年 3 月 17 日に婚姻し改姓しているが、当該事業所に対して婚姻したことにより、本来、健康保険及び厚生年金保険の氏名変更に必要な戸籍謄本等を届け出ていると述べていることから、申立期間に係る事業所の被保険者名簿及び被保険者番号払出簿の申立人の氏名は訂正されなかったものと考えられる。

また、被保険者名簿の申立人の前後 50 人の中に、脱退手当金の受給資格を有する者は 22 人いるが、脱退手当金を受給している者は 3 人であることから、事業主が代理請求したとは考え難い。

しかしながら、申立人は結婚して改姓していることを事業所に届け出しておらず、申立期間の厚生年金保険被保険証の氏名が旧姓のままとなっていたことを承知していたことから、脱退手当金の請求の際には、旧姓による請求を行った可能性を否定し得ない。

さらに、申立期間の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 6

か月後の昭和 35 年 5 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から同年8月3日まで
私は、昭和26年4月1日から平成3年3月31日までA株式会社に勤めました。厚生年金保険の記録では昭和26年8月から加入となっていたので、記録確認の上加入期間を訂正するよう申し立てます。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった従業員台帳及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において正社員として継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業主は、昭和26年当時の厚生年金保険の資格取得及び喪失関係の資料が残されていないため、保険料を納付したかどうかは不明であるが、社会保険に関する管理については、各事業所単位で行われていたと述べているほか、現在の就業規則には、第2章第7条に「新たに採用する者には、原則として2箇月の試用期間を置くものとする。」との記載があることに加えて、申立人が同時入社であるとして氏名を挙げた二人の同僚の資格取得日は、申立人とほぼ同時期の26年8月10日及び同年8月20日である。

また、そのうちの一人が「入社後、数か月の試用期間があったと思う。」と述べていることから、申立期間当時は、試用期間後に厚生年金保険に加入させる取扱いにしていたことが推認できる上、申立人が申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等は無い。

さらに、社会保険事務所が保管する被保険者名簿には、申立人は昭和26年8月3日に資格を取得したことが明記されており、記録の^{そきゅう}遡及訂正

等、不適切な措置が講じられたことをうかがわせる状況は認められない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 11 月 1 日から 41 年 12 月 21 日まで
昭和30年11月1日から41年12月21日までの厚生年金保険加入期間について、社会保険庁の記録では42年3月24日に脱退手当金が支給されていることになっているが、37年11月に結婚のため脱退手当金を受給したものの、42年3月に受給した覚えがないので受給後の期間について厚生年金保険資格期間に認めてほしい。また、本人が申込をしていないので誰がしたのか脱退手当金申請書類の原本を見たい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 11 月に結婚のため脱退手当金を受給し、結婚費用に充てたと主張しているが、当時の脱退手当金は、厚生年金保険の資格を喪失していないと受給することができなかつたところ、申立人は、脱退手当金を受給したと主張している時期は厚生年金保険の被保険者期間となっており、受給要件を満たしていないことから、脱退手当金を受給することができず、申立人の主張は不自然である。

また、厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年3月24日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、標準報酬月額を訂正する必要は認められない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年11月1日から51年10月1日まで
② 昭和57年10月25日から同年11月1日まで

① 昭和48年11月から51年8月までの標準報酬月額が20万円であるべきところ15万円、また、51年10月分については、30万円であるべきところ20万円となっているので訂正してほしい。

② 社会保険庁の記録上、(有)Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなったのが昭和57年10月25日となっているが、58年3月にB社会保険事務所の職員に57年10月分の保険料約11万円を未納分として納付したので、当該資格喪失日を同年11月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、有限会社Aの事業主であった申立人は、経理関係及び社会保険関係は自分が担当していたと述べていることから、申立人は、申立人を含め被保険者全員に関する標準報酬月額を把握すべき立場の者であったと考えられ、毎月、社会保険事務所から厚生年金保険料等の納付すべき額の告知を受けており、納付すべき額に疑義があった場合、申立人自身が納付すべき額について突合し修正していたものと判断されることから、申立人の主張は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間①における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

申立期間②について、申立人は、昭和58年3月にB社会保険事務所の職員

に 57 年 10 月分の保険料約 11 万円を未納分として納付したと主張しているが、申立人は、毎月の厚生年金保険料等の納付状況を知り得る立場にいた者であり、社会保険庁の記録及び社会保険事務所が保管する被保険者原票には、当該事業所が 57 年 10 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったこと、及び当時の被保険者全員の資格喪失日が同日であることから、申立人に対して同年 10 月の厚生年金保険料等の納付義務は発生しないことから、仮に、58 年 3 月に B 社会保険事務所の職員に保険料約 11 万円を未納分として納付した場合は、57 年 9 月以前に滞納していた厚生年金保険料等であったと考えるのが自然である。

また、申立人は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった翌日である昭和 57 年 10 月 26 日に亡妻及び当該事業所の従業員であった実弟と同様、国民年金に加入し同月から保険料を納付している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、厚生年金保険加入期間である昭和36年7月から37年1月までの期間、39年6月から同年8月までの期間、47年4月から49年9月までの期間、及び平成7年8月から8年1月までの期間にかかる厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要無い。

また、申立人は、申立期間のうち上記の期間を除く期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年から平成8年まで

私は、昭和34年から平成8年まで約38年間、A工場、B事業所、C株式会社、D社、E株式会社、株式会社F、G社、株式会社H、その他数か所の事業所に勤めて、厚生年金保険に加入していたのに、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の加入期間が3か所の事業所での46月分となっており、カット分の年金を返してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和34年から平成8年まで複数の事業所に勤務していたと主張しているが、申立期間のうち、社会保険庁の記録が昭和36年7月から37年1月までの期間及び39年6月から同年8月までの期間については被保険者期間に訂正され、47年4月から49年9月までの期間及び平成7年8月から8年1月までの期間は被保険者期間になっているため、厚生年金保険の被保険者記録の訂正は必要無い。

2 申立ての該当事業所である縫製工場（A工場）について、申立人は、昭和41年ごろ勤務していたと主張しているが、事業所名が不明な上に、当時はI区には多数の縫製工場があり、事業所名を特定することができない。
また、適用事業所であったことが確認できる8か所の縫製関連事業所の

被保険者名簿で確認したところ、申立人の氏名は見当たらない。

3 申立ての該当事業所であるB事業所については、申立人が事業所所在地として主張しているJ市を管轄するK地方法務局L支局には、当該事業所の商号登記は無く、社会保険事務所の記録でも、申立内容に該当する適用事業所が見当たらない。

4 申立ての該当事業所であるC株式会社は、社会保険事務所の記録では、適用事業所の所在地はM市であることが確認できるが、申立人の主張する事業所とは別の事業所であることが判明した。

また、N工業団地には、C社の社名の一部が名称の一部に含まれる事業所が3か所存在するが、いずれの事業所も文書照会に対して在籍した事実が無いと回答している。

なお、各事業所の被保険者被保険者名簿で確認したところ、いずれの事業所も申立人の氏名は見当たらない。

5 申立ての該当事業所であるD社については、O市を管轄するP地方法務局Q支局には、D社の商業登記の無いことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録では、申立内容に該当する適用事業所が見当たらない上に、申立人が記憶している同僚は、名字は判明しているが名前が不明であるため、特定することができない。

6 申立ての該当事業所であるE株式会社は、社会保険事務所の記録によると、適用事業所の所在地はR市であることが確認でき、申立人が主張する事業所とは別の事業所であることが判明した。

また、S市を管轄するT地方法務局U支局にはE株式会社の商業登記の記録は無い。

7 申立ての該当事業所である株式会社Fについては、当該事業所の賃金台帳により、申立人が平成4年11月20日から8年2月29日まで在職し、7年8月から8年2月までの期間は厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できるが、当該期間は、すでに社会保険事務所において厚生年金保険加入期間として記録されている。

8 申立ての該当事業所であるG株式会社については、V地方法務局W出張所において、当該商号登記の無いことが確認できる。

また、X（施設名）関係の清掃事業者の内、申立期間において適用事業所であったことが確認できる4か所の事業所の被保険者名簿で確認したと

ころ、申立人の氏名は見当たらない。

- 9 申立ての該当事業所である株式会社Hについては、社会保険事務所の記録によると、当該事業所の被保険者名簿で確認したところ、申立人の氏名は見当たらない。

また、当該事業所の文書照会に対する回答によれば、法定の書類保管期限を経過した社員情報はすべて処分しており、申立期間の当時在籍したすべての社員の情報が無く、申立人が当該事業所に在籍した事実を確認することができないとしている。

- 10 申立ての該当事業所であるその他数か所の事業所については、申立人はいずれも在職期間が短期間であるということ以外の記憶が無く、事業所の名称も所在地も不明である。

- 11 以上のことに加えて、申立人が厚生年金被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上に、申立人は申立期間中、昭和49年12月から平成7年7月までの期間は国民年金に加入しており、第1号被保険者に該当する期間中の国民年金保険料はすべて納付済みとなっていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、厚生年金保険加入期間である昭和36年7月から37年1月までの期間、39年6月から同年8月までの期間、47年4月から49年9月までの期間、及び平成7年8月から8年1月までの期間を除く期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から19年9月10日まで
私は、申立期間中、株式会社Aに勤務していたので、この期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の回答及び申立人と同じ課に勤務していた同僚の証言から、申立期間に、株式会社Aに勤務していたことは推認できるものの、当該同僚の供述内容が申立人の雇用形態には言及していないことから、当該同僚が厚生年金保険に加入していることをもって、申立人の厚生年金保険への加入を推認するには至らない。

また、申立人は、給与明細等給与から厚生年金保険料が控除されていたことを示す資料が無い上、事業所の人事記録等も保管されていないため、申立人の主張を認めるに足る関連資料等も確認できない。

さらに、申立人が昭和18年4月に同期入社したと供述している同僚の厚生年金保険の資格取得日は、社会保険事務所の被保険者名簿に、19年6月1日と記録されており、当該事業所に勤務していたことと、厚生年金被保険者期間であることとを同一とは認め難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 1 月から昭和 43 年 1 月まで

私は、有限会社A（現在は、株式会社B）に昭和 28 年 2 月 3 日から 43 年 1 月まで引き続き勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたのに、30 年 1 月 1 日で厚生年金被保険者資格が喪失となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Bに昭和 28 年 2 月 3 日から 43 年 1 月まで勤務していたので 30 年 1 月から 43 年 1 月まで厚生年金保険の被保険者であったと主張している上に、申立人の次男は、申立期間において申立人が帰宅する際、当該事業所にて勤務する際の服装で帰宅していたことがあったと供述していること並びに申立人の三男は、自分が高校を卒業する 38 年ころまで申立人が当該事業所に勤務していたと供述している。

しかしながら、当該事業所への照会に対して、事業主は、人事関係等の資料は無いと回答している上に、昭和 28 年から勤務している経理担当者は、毎年正月にオーナー及び従業員全員で記念写真を撮ることが習慣化していたところ、自分が保有している 30 年の記念写真には申立人及び申立人の長男が、31 年の記念写真には申立人の長男のみが写っているが、32 年以降の記念写真には申立人及び申立人の長男は写っていないと述べている。

また、当該事業所において申立人と一緒に勤務していたことがある申立人の長男及び申立人の長女は、申立人は申立期間において当該事業所に勤務していなかったと供述している。

さらに、申立人が当時の上司として名前を挙げたC氏は、平成 6 年 2 月に死亡していることから、申立内容を確認できる供述を得ることはできなかつ

た。

加えて、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる給与明細書等の関連資料は無い上に、社会保険事務所が保管している被保険者名簿の申立人の被保険者資格は、昭和28年2月3日に資格取得、30年1月1日に資格喪失と記録されており、その後の標準報酬月額欄には、算定基礎届等の記録が無いので、資格喪失に疑いはない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。